

# 諫早市立有喜中学校いじめ防止基本方針

R6.9月改訂

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあり、直ちに警察に通報することが必要なものもある。この場合、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、連携した対応が必要である。

生徒の被害性に着目して背景にある事情等を調査し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。また、生じた事案については、全職員で情報共有をするものとする。

## 【目指す生徒像】

- （自主）主体的、対話的に学ぼうとする生徒
- （友愛）互いに認め合い高め合う生徒
- （創造）志を持ち、自らの未来を切り開こうとする生徒

## 【いじめ対策委員会】

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

- いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実施・検証・改善の中核としての役割。
- いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルでの検証。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- いじめの疑いのある情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有を図る役割。
- いじめに対して組織的に対応するための中核としての役割等を担う。

〈構成メンバー〉

通常は、定例の生徒指導部会において密な情報交換を実施し、必要に応じて臨時に開催する。

- （校内）校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
  - ※個々のいじめの防止・早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を柔軟に追加する。
- （校外）学校運営協議会委員（必要に応じて招集）
  - ※学校運営協議会での報告・検討（定例及び臨時）

## 【育友会との連携】

- 学校基本方針の周知及び学校におけるいじめの現状を報告（育友会総会・学級分会・学校運営協議会等）
- いじめの防止に向けた取組について協議（各学級分会）
- 地区懇談会（6月）でいじめについての現状報告と情報収集
- 携帯・インターネット等に関する研修会の実施
- 学校評価における「いじめ防止」に向けた取組の評価  
※必要に応じて保護者説明会を実施

## 【関係機関との連携】

- 地区民生児童委員連絡協議会（毎月一回開催）の場で学校生活の現状報告といじめに関する情報収集
- 市教育委員会・少年センター等への報告・相談（事案発生時）
- いじめ対策委員会報告と検証
- 学校警察連絡協議会の活用

## 【生徒会】

- 執行部の年間活動（議題）の中にいじめの防止に向けた取組を計画し、全校での実践内容について年度当初に話し合う。
- 執行部会、取組状況の報告と各学級の実態等について確認する。
- 人権及び平和集会に向けた計画の中にいじめ根絶に向けた取組を取り入れることにより、いじめ根絶に対する全校生徒の意識高揚を図る。
- 定例の「悩み相談アンケート」の実施。

## 【いじめ問題への取組】

### 〈いじめの防止について〉

○学校は、いじめ防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として校長を要に一致協力体制を確立し、状況に応じた的確な対策を推進することが重要であると考える。

- ・いじめ防止のための取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」に定め、本校ホームページで公開する。
- ・いじめ対策委員会の設置及び校内指導体制の確立  
→校長を中心に一致団結した指導体制の確立と職員の指導力の向上を図る。
- ・いじめについての正しい認識を保護者・生徒に周知・徹底する。  
いじめは絶対に許されない。はやし立てたり傍観したりする行為もいじめと同じ行為であり、許されない。
- ・道徳教育・人権教育等を活用し、思いやりのある心豊かな生徒の育成を目指す。「いじめ防止教育」の推進。  
→生徒の自己肯定感を高める指導を生徒の発達段階に応じて実施する。
- ・生活委員会の場でいじめ根絶に向けた全校での取組について話し合い、それを基に各学年で実践。
- ・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を活用し、いじめ防止や生命尊重等に関する道徳の授業や取組を実践する。（学校開放・授業公開）
- ・家庭・育友会・地域との協議会を設定。  
（育友会総会・育友会役員会・学級分会・学校運営協議会・民生児童委員連絡協議会等）
- ・各部活動外部指導者に対し、クラブ（部）内での「いじめ防止」に向けた指導と監督をお願いする。

### 〈いじめの早期発見について〉

○日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化を見逃さぬようアンテナを常に張り巡らせる。同時に、定期的あるいは必要に応じたアンケートや教育相談を実施するとともに、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

- ・教職員による日常の観察と情報交換
  - ・生徒指導部会（毎週または隔週開催）の活用（いじめ問題の共通理解）  
※必要に応じて「いじめ対策委員会」（校内）を実施
  - ・生徒への定期（毎月1回：年8回）及び必要に応じたアンケートを実施
  - ・教育相談（生徒）・保護者面談の実施。
  - ・個人の生活ノート（やりとり帳）の活用等、きめ細やかな把握に努める。
  - ・心の相談員の活用について生徒・保護者へ周知（保健だより、学活時、育友会総会等）
  - ・悩み相談窓口を保護者・生徒へ周知（心を見つめる教育週間中に実施）
- ※その他、必要に応じて専門機関に相談

### 〈いじめに対する措置について〉

○いじめを認知、通報を受けた場合には、個々の職員で抱え込まず、組織として対応する。被害生徒を守り通すことを絶対とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒の指導に当たる。なお、対応については、職員の共通理解、保護者や育友会の協力、関係機関との連携の下、取り組むことが重要である。

- ・教職員・児童・保護者への聞き取り調査等による情報収集
- ・いじめられた生徒への対応と、当該生徒保護者への支援（担任・養護教諭・スクールカウンセラー・心の相談員・管理職）
- ・いじめた生徒への指導と、当該生徒保護者への助言（担任・養護教諭・スクールカウンセラー・心の相談員・管理職）
- ・当該集団への働きかけ（傍観者から仲裁者へ）
- ・専門機関の活用（少年センター等）
- ・再発防止に向けた職員会議・校内研修の実施

## 〈重大事態発生時の対応〉

○いじめ重大事態とは、

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてると認められるとき」（第2号）とされている。

○いじめ重大事態発生時には、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」に準じて対応する。

- ・保護者・児童・教職員等からの訴え・報告があった場合
  - 市教育委員会へ一次報告、同時に全職員へ緊急報告
  - 緊急職員会議（関係生徒についての情報収集、取るべき手立て等について） →関係保護者へ連絡
  - 市教育委員会へ関係生徒に関する情報及び今後の対応等について報告
  - 職員の指導（全職員で対応） →事後の状況確認・記録・経過報告（市教育委員会・保護者）
- ※状況に応じて警察への通報・相談、スクールカウンセラー等の活用を検討
- ・当該生徒（加害・被害）及びその保護者への対応（聞き取り調査及び今後の対応についての話し合い）
- ・全校生徒への対応（各学級）※必要に応じて面談やアンケートを実施
- ・育友会本部役員との協議 保護者会等の開催（必要に応じて）
- ・学校におけるいじめ相談の窓口・マスコミ対応の一本化（教頭）
- ・有喜小学校との連携（必要に応じて職員等の協力依頼）
- ・臨時いじめ対策委員会の開催と支援要請
  - ※いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合。（入院等による）
  - 当該生徒保護者の要望等を十分聴取し、調査等に着手する。

○記録を行う際には「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報を正確に記録する。  
例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等について明記する。

## 【年間計画】

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（校内）の開催</li> <li>・いじめ防止基本方針についての共通理解（全職員）</li> <li>・学校基本方針（いじめ防止基本方針）を保護者等へ周知（育友会総会時に説明等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活指導連絡会（毎週または隔週1回）</li> <li>○いじめ防止に関する校内研修会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会：「いじめ防止」に関する取組について</li> </ul>	○職員会議の活用
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回いじめ対策委員会（校内）の開催（教職員の情報交換）</li> <li>・地区別懇談会での周知啓発（小学校と共同開催）</li> </ul>	※必要に応じて、面談を実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（生徒）・個人面談の実施</li> <li>・学校評価アンケートの実施</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に関する校内研修会、教育相談・個人面談の報告会</li> <li>・第2回いじめ対策委員会（校内）（教職員の情報交換）</li> </ul>	○いじめ防止に関する校内研修会 ※悩み相談アンケートを定期的に実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会「いじめ防止」に関する取組について状況報告</li> </ul>	（年間8回実施）
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会：人権集会に向けての取組内容について</li> <li>・教育相談（生徒）・個人面談の実施</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権集会等いじめ根絶へ向けての具体的な取組の実施</li> <li>・学校評価アンケートの実施</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回いじめ対策委員会（校内）の開催（教職員の情報交換）</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会での報告、保護者への報告</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の検証と次年度の取組内容についての検討会</li> </ul>	